

議案第 7 4 号

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第 5 3 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」に、「指定介護老人福祉施設及び」を「指定介護老人福祉施設に」に、「）を併設する場合の介護職員及び看護職員（第 5 3 条第 2 項」を「以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス基準条例第 1 8 9 条第 2 項」に改める。

第 9 条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第 1 6 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第25条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第25条の2 指定介護老人福祉施設の開設者は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第29条中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第48条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第52条中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

附則第6項から第8項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36

年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設において身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じることとすること等のため、この条例を制定するものである。